



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

引っ越しの際に高級食器セットが割れた？

～春先に多い引っ越しトラブル～

【事例】

インターネットで引越業者を見つけ、見積もりを取って電話で引っ越しを依頼した。

後日、見積書と標準引越運送約款という書類が送られてきたので受け取った。

引っ越し終了後にその場で代金 10 万円を支払った。引っ越し 3 日後に、6 枚セットの高級食器の 1 枚が割れていることに気づき、6 枚分の弁償を求めたが、1 枚分しか弁償できないという。

セットなので全額を弁償してほしい。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

- ◆引っ越しにおける物品の紛失や破損のトラブルは多くあります。その補償は、約款に基づいて対応されます。
- ◆壊れやすい品物であることを申告し、事業者がその事実を承知のうえで引き受けたのであれば、荷物の引き渡しから 3 ヶ月以内に業者に通知すれば補償されます。
- ◆1 つが破損したことでセットとして使用できない物については、一般的にはセット全体について弁償されます。その場合には、所有している 6 枚のお皿は引き渡します。
- ◆提示された約款とその補償内容を確認することが大切です。